

令和7年度 福島県立会津高等学校後期選抜募集要項

福島県立会津高等学校

1 アドミッション・ポリシー

- (1) 集団をまとめ、リーダーとして先頭に立ち行動する意思がある生徒
- (2) 豊かな感性と未来への希望を持ち、学び続けることを楽しむことができる生徒
- (3) 会津の風土と伝統を大切にし、自らの郷土に愛着を持つ生徒

2 募集について

前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

3 募集定員

募集定員240名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出願資格及び通学区域

- (1) 出願資格については、次の①、②のいずれかに該当する者とする。
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

7 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（所定の様式による）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業したものについては、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

- ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿(所定の様式による)を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の用紙による）を出願に際して本校校長に提出できる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。

郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

福島県教育委員会の定めるところによる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願

書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

1.2 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式による）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡をする。

③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（所定の様式による）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

(2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

1.3 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書の「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

(2) 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(数学、英語)を含む。面接については、点数化し、90点満点とする。

(3) 小論文を実施する。小論文については、点数化し、40点満点とする。

1.4 面接・小論文の日時及び会場等

- (1) 日 時 令和7年3月24日(月)
集合 午前8時40分
面接と小論文 午前9時より
- (2) 会 場 福島県立会津高等学校
- (3) 持ち物 受験票、上ばき、筆記用具
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器は持ち込まない。

1.5 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に発表する。(本校内に掲示)
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書及び入学準備に必要な書類等を交付する。その際、受験票を持参すること。
- (3) 可否に関して電話による照会には一切応じない。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

1.6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、福島県教育委員会の定めるところによる。

〒965-0831 福島県会津若松市表町3番1号
福島県立会津高等学校
TEL 0242-28-0211
FAX 0242-28-6680
ホームページアドレス aizu-h.fcs.ed.jp